

公益財団法人全国高等学校体育連盟協賛・賛助・協力規程

公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下本連盟）は協賛・賛助・協力について、必要事項を以下のとおり定める。

- 1 協賛・賛助・協力団体として登録される団体は、本連盟の目的に賛同し、次の各号のいずれかに該当するもので、理事会の議を得て会長が承認する。
 - (1) 協賛団体は、本連盟の目的に賛同し、かつ本連盟に毎年 500 万円以上を寄附するものとする。
 - (2) 賛助団体は、本連盟の目的に賛同し、かつ本連盟に毎年 250 万円以上を寄附するものとする。
 - (3) 協力団体は、本連盟の目的に賛同し、かつ本連盟に毎年 100 万円以上を寄附するものとする。

- 2 財団法人全国高等学校体育連盟は協賛・賛助・協力団体に対し、次のことを行う。
 - (1) 協賛団体
 - ①高体連名義使用の許可
 - ②高体連マークの使用の許可（但し、本連盟「マーク」使用規程に従う）
 - ③全国高等学校体育連盟の名簿の提供
 - ④都道府県高等学校体育連盟の名簿の提供
 - ⑤全国高等学校総合体育大会(インターハイ)プログラムへの広告出稿を斡旋する。
 - ⑥『全国高体連ジャーナル』への広告出稿（無料）
 - ⑦諸会議・研究大会等への出席と資料配布の承認
 - ⑧懇親会等への参加
 - (2) 賛助団体
 - ①全国高等学校体育連盟の名簿の提供
 - ②都道府県高等学校体育連盟の名簿の提供
 - ③『全国高体連ジャーナル』への広告出稿（有料）
 - ④諸会議・研究大会等への出席と資料配布の承認
 - ⑤懇親会等への参加
 - (3) 協力団体
 - ①協力団体販売商品の推薦文発行
 - ②『全国高体連ジャーナル』への広告出稿（有料）
 - ③諸会議・研究大会等への出席と資料配布の承認

附 則

規程は平成 14 年 4 月より施行する。

平成 30 年 5 月 22 日 第一次改正 協力団体追記

新たに個人賛助会員を募る

全国高等学校体育連盟の役員経験者の OB を対象に役員を辞める際に賛助会員を募り、1 口 5,000 円以上の寄付をお願いする。また、広く一般からも高体連の HP や高体連ジャーナルを通して賛助会員を募集する。

公益財団法人全国高等学校体育連盟「賛助会員(一般)」制度を設ける

全国約 1 2 0 万の運動部活動に加入する生徒等、未来を担う全国の高校生の体育・スポーツ活動の充実・発展と健全育成、各種競技の競技力向上を目的とした本連盟の行う事業を賛助することを目的に寄付金として会費を納入してもらおう。

- 1 名 称 (公財) 全国高等学校体育連盟「賛助会員(一般)」
- 2 対 象 ①全国高等学校体育連盟の役員経験者および職員 OB
②全国高等学校体育連盟専門部 OB
③都道府県高等学校体育連盟職員 OB
④生徒の父母および一般サポーター
- 3 会 費 ①全国高等学校体育連盟の役員経験者の OB
②全国高等学校体育連盟専門部 OB
③都道府県高等学校体育連盟職員 OB
入会金 1 口 5,000 円 2 口以上 翌年度以降 会費 5,000 円
④生徒の父母および一般サポーター
入会金 1 口 5,000 円 翌年以降 会費 3,000 円
- 4 特 典 高体連ジャーナルに賛助会員として名前を掲載するとともに冊子を送付する。